

徳島県告示第七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出の受理日		廃止の年月日	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	種類	の受理日	年月日
特定非営利活動法人 ゆいまーる	阿波市吉野町柿原字小笠前三七四番地	ヘルパーステーションゆいまーる	徳島市南蔵本町三丁目三五番二号	訪問介護	令和五年十一月二十四日	令和五年十二月三十一日	訪問介護	同	同
合資会社みつば	徳島市八万町上福万二二〇番地一三	訪問看護ステーションみつば	同 八万町上福万二二〇番地一三	訪問看護	同	同	訪問看護	同	同
社会福祉法人愛心会	小松島市中田町字新開五八番地	デイサービスセンター元気	阿南市那賀川町芳崎三六六一	通所介護	同	同	通所介護	同	令和六年一月一日